平成３１年１月

**【クレジットカードの管理は保護者の責任】**

　**【相談１】**

１２歳の子どもが親のスマートフォンで遊び、クレジットカード会社から高額な請求を受けている。通帳を確認すると数カ月前から引き落としがあったが、これまで気がつかなかった。どうにかならないだろうか。

　【相談２】自分の銀行口座から、覚えのないクレジットカードの引き落としがあった。普段使っていないカードで、気持ちが悪いのですぐ解約した。外部の第三者に不正利用されたのではと心配だ。

**【アドバイス】**

「相談１」の請求元は海外のオンラインゲーム会社でした。ゲーム会社の相談窓口は「利用者以外の問い合わせには答えられない」とのことで、相談者から問い合わせてもらったところ、その会社独自の返金ルールに従い大半が返金されました。しかしすべてのゲーム会社が返金してくれるわけではないので注意が必要です。

　「相談２」は、カード会社から利用明細を取り寄せて確認したところ、１４歳の孫が利用したフリマサービスの購入代金と判明しました。孫あてに連日商品が届いていたのですが、家族は小遣いで払っていると思い込んでおり、あらためて本人に問いただすと勝手にカードを使ったことを認めました。センターからは、カード利用についてしっかり家族で話し合うように助言しました。

　【

しっかり読んでトラブル防止】

　＜子どものみなさんへ＞

　◆クレジットカードはお金といっしょ。大人にないしょでさわったり、番号をゲーム機やスマホに入力してはいけません。

　＜大人のみなさんへ＞

　◆カード名義人には管理責任があります。子どもにカード番号を知られないようにしましょう。

　◆クレジットカードは借金であり、後でお金を返さなければならないこと、不正利用は犯罪になることなどを、しっかり教えましょう。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）　お近くの消費生活センターなどにつながります。